

## 管理用紙（起案文書）

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第1472号
受 領 日		起 案	高等学校課 高等学校／生徒指導グループ 主査 中田 博之 (電話番号：)
起 案 日	平成 28年 4月 28日		
決 裁 日	平成 28年 5月 9日		
施 行 日	平成 28年 5月 9日		
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の応訴について		
公開用 文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の応訴について		
決裁 関与者	向井 正博 [教育委員会] [教育長] 和田 良彦 [教育庁] [教育監] 太田 浩二 [教育庁] [教育次長] 後藤 克己 [教育総務企画課] [課長] 奥野 憲一 [教委総務／広報・議事グループ] [課長補佐] 平芳 幸子 [教委総務／広報・議事グループ] [主査] 高取 秀夫 [教委総務／広報・議事グループ] [主査] 橋本 光能 [教育振興室] [室長] 山上 浩一 [教育振興室] [副理事] 松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 木下 隆 [高等学校／生徒指導グループ] [課長補佐] 松野 良彦 [高等学校／生徒指導グループ] [主査] 三宅 恭子 [高等学校／生徒指導グループ] [主査]		

関係者

平成28年3月30日、原告 [ ] 及び [ ] から大阪府に対し標記事件に係る訴えが提起されました。（別添「訴訟事件の概要」参照）

つきましては、別紙の応訴理由により応訴することとしてよろしいか。

伺い文

	添付文書名	種別
添付文書情報	20160506（再修正）（総務課）（東住吉総合）応訴理由.docx 20160506（再修正）（総務課）（東住吉総合）訴訟事件の概要.doc	電子 電子
施行先		
施行方法	施行先なし	
備考		

## 東住吉総合高校損害賠償請求事件 応訴理由

平成 28 年 3 月 30 日付で [ ] (死亡生徒の祖父) 及び [ ] (死亡生徒の母) から提訴された標記事件については、次の理由により応訴する。

[事件番号：平成 28 年（ワ）第 3126 号]

### 1 事件の概要

- ・平成 27 年 5 月 15 日（金）午前 10 時頃、2 時間目、1 年 2 組の教室で行われていた基礎英語総復習の授業中に、[ ] (死亡生徒) が、前の座席の男子生徒 A が身を乗り出して右隣の生徒に私語をしていることに腹を立て、男子生徒 A の頭部を何も言わずに、後ろから右手で軽くたたいたり、左手で男子生徒 A の襟をつかんで、左斜め後方に引っ張り男子生徒 A の席に正しい姿勢になるように座らせたり、右手の平で男子生徒 A の左頬を強くビンタをしたりした。
- ・ビンタをされた男子生徒 A は、[ ] の左頬を右手の平でビンタをした。その後、男子生徒 A は立ち上がって [ ] の胸元を右手でつかんで自分の方に引き寄せ、[ ] は椅子からずり落ちるような形で床にしりもちをついた。
- ・異変に気づいた英語科教員が、隣の教室で授業していた教員と協力して 2 人を引き離した。
- ・その後、別室で両名の聞き取り等を実施。[ ] については、10 時 10 分頃から、途中、昼食とトイレ休憩をはさみながら、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を行った。
- ・土、日曜日に自宅で反省文を完成できる目処がついたので、月曜日に反省文を持ってくるように指示して、午後 5 時 40 分頃下校させた。
- ・午後 7 時 42 分、住吉警察署から “午後 6 時 28 分頃、[ ] が、南海高野線住吉東踏切線路内に立ち入り電車と衝突、午後 7 時 32 分に搬送病院で死亡確認” について連絡があった。
- ・今回、教員らの死亡生徒に対する対応は、社会的妥当性を著しく欠くものであり国家賠償法上違法であるとして、訴えが提起された。

## 2 原告の主張

- ①事情聴取等をするに際し、死亡生徒の肉体面、精神面について最大限配慮すべき職務上の義務があったにもかかわらず、全人格を否定し、心身ともに極限まで追い詰めるような事情聴取等を行い、反省文等の作成を強要するなど、8時間近く監禁する行為は、明らかに体罰に当たる。
- ②5日間の停学処分は著しくバランスを欠く悪質なものであり、処分手続きも杜撰なもの。
- ③死亡生徒に、処分が無期停学処分であるかのように伝えた。
- ④動搖し自暴自棄になっている死亡生徒を、母親に連絡をとることなく一人で下校させた。
- ⑤死亡生徒は下校直後に自殺しており、本件との時間的場所的連續性は極めて高い。学校の対応は、社会的妥当性を著しく欠き、国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償を求める。

## 3 応訴理由

- ①指導が10時半頃から17時半頃まで7時間にわたっているのは、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を、一つ一つ丁寧に、昼食や休憩等に配慮しつつ行ったため。教師と1対1で、本人に寄り添いつつ指導に重点を置いて行ったものであり、取り調べのような威圧的な雰囲気で行われたものでもなく、本人の意に反する強制的なものでもなかった。したがって監禁ではなく、体罰にも当たらない。
- ②生徒相互間の暴力行為があった場合の懲戒処分は停学3日～5日であり、授業中ということを重視して5日間という補導委員会の原案になったもの。特に重いというわけではない。また、処分決定は、事情聴取を踏まえ、補導委員会で原案を検討し、校長が判断しており、適正な手続きでなされていた。
- ③処分の申し渡しは、月曜以降に校長から行うことになっていたのであり、死亡生徒に無期又は5日間の停学処分を伝えた事実はない。
- ④指導後、特に変わった様子はなく、自宅まで引率が必要なほど疲弊していた様子もなかつたので一人で帰宅させたものであり、特に自殺を予見させるような事象は見られなかつた。また母親には、連絡表記載の連絡可能な時間に連絡を取ろうとした。
- ⑤以上のとおり、学校の対応は何ら問題はなく、学校が自殺について予見することは不可能である。

以上のことから、応訴することが必要である。

## 訴訟事件の概要

事件名	損害賠償請求事件〔東住吉総合高校事案〕		
裁判所	大阪地方裁判所		
事件番号	平成28年(ワ)第3126号		
原告	(死亡生徒の祖父)及び (死亡生徒の母)		
被告	大阪府		
訴えの提起年月日	平成28年3月30日	請求額	7788万3807円、遅延利息及び訴訟費用

事件の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年5月15日(金)午前10時頃、2限目、1年2組の基礎英語総復習の時間中に、[REDACTED](死亡生徒)が、自分の前の席の男子生徒Aが授業中に身を乗り出して私語をしていることに腹を立て、襟元をつかんで席にひき戻して頬を平手で叩いた。たたかれた男子生徒Aがやり返し、立ち上がって[REDACTED]の胸元を右手でつかんで自分の方に引き寄せ、[REDACTED]は椅子からずり落ちるような形で床にしりもちをついた。異変に気づいた英語科教員が、隣の教室で授業していた教員と協力して2人を引き離した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その後、別室で両名の聞き取り等を行った。[REDACTED]については、10時10分頃から、途中、昼食とトイレ休憩をはさみながら、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土、日曜日に自宅で反省文を完成できる目処がついたので、月曜日に反省文を持ってくるように指示して、午後5時40分頃下校させた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>午後7時42分、住吉警察署から“午後6時28分頃、[REDACTED]が、南海高野線住吉東踏切線路内に立ち入り電車と衝突、午後7時32分に搬送病院で死亡確認”について連絡があった。</li> </ul>

原告の主張	大阪府の主張																				
<p>①事情聴取等をするに際し、死亡生徒の肉体面、精神面について最大限配慮すべき職務上の義務があったにもかかわらず、全人格を否定し、心身ともに極限まで追い詰めるような事情聴取等を行い、反省文等の作成を強要するなど、8時間近く監禁する行為は、明らかに体罰に当たる。</p> <p>②5日間の停学処分は著しくバランスを欠く悪質なものであり、処分手続きをも杜撰なもの。</p> <p>③死亡生徒に、処分が無期停学処分であるかのように伝えた。</p> <p>④動搖し自暴自棄になっている死亡生徒を、母親に連絡をとることなく一人で下校させた。</p> <p>⑤死亡生徒は下校直後に自殺しており、本件との時間的場所的連続性は極めて高い。学校の対応は、社会的妥当性を著しく欠き、国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償を求める。</p> <p>[REDACTED]の損害</p> <table> <tr> <td>逸失利益(相続分)</td> <td>24,883,807円</td> </tr> <tr> <td>死亡慰謝料(相続分)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>慰謝料</td> <td>15,000,000円</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用</td> <td>6,000,000円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>65,883,807円</td> </tr> </table> <p>[REDACTED]の損害</p> <table> <tr> <td>慰謝料</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>南海への賠償金</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>12,000,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77,883,807円</td> </tr> </table>	逸失利益(相続分)	24,883,807円	死亡慰謝料(相続分)	20,000,000円	慰謝料	15,000,000円	弁護士費用	6,000,000円	小計	65,883,807円	慰謝料	10,000,000円	南海への賠償金	1,000,000円	弁護士費用	1,000,000円	小計	12,000,000円	合計	77,883,807円	<p>①指導が10時半頃から17時半頃まで7時間にわたっているのは、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を、昼食や休憩等に配慮しつつ行ったため。教師と1対1で、本人に寄り添いつつ指導に重点を置いて行ったものであり、威圧的な雰囲気で行われたものでもなく、本人の意に反する強制的なものでもなかった。したがって監禁ではなく、体罰にも当たらない。</p> <p>②生徒相互間の暴力行為があった場合の懲戒処分は停学3日~5日であり、授業中ということを重視して5日間という原案になったもの。特に重いというわけではない。また、処分決定は、事情聴取を踏まえ、補導委員会で原案を検討し、校長が判断しており、適正な手続きでなされていた。</p> <p>③処分の申し渡しは、月曜以降に校長から行うことになっていたのであり、死亡生徒に無期又は5日間の停学処分を伝えた事実はない。</p> <p>④指導後、特に変わった様子はなく、自宅まで引率が必要なほど疲弊していた様子もなかつた。また母親には、連絡表記載の連絡可能な時間に連絡を取ろうとした。</p> <p>⑤以上のとおり、学校の対応は何ら問題はなく、また学校が自殺について予見することは不可能である。</p>
逸失利益(相続分)	24,883,807円																				
死亡慰謝料(相続分)	20,000,000円																				
慰謝料	15,000,000円																				
弁護士費用	6,000,000円																				
小計	65,883,807円																				
慰謝料	10,000,000円																				
南海への賠償金	1,000,000円																				
弁護士費用	1,000,000円																				
小計	12,000,000円																				
合計	77,883,807円																				

訴訟の	H28.5.18 第1回口頭弁論
本文	2頁